

<川越市>

## 「新井喜一氏を原告とする名誉毀損訴訟」 続報！

2019年7月18日<木> さいたま地裁川越支部 am10:30

### 不可解続きの「被告女性A氏」…今頃になって反訴。

元川越市議・新井喜一氏（2018年10月議員辞職）が原告となり、同氏からのセクハラ・パワハラ被害を受けたとマスコミや川越市議会・川越市に公言する一方で、新井氏に謝罪と100万円の支払を求めてきた、川越市役所職員女性A氏（「被告女性A氏」）を被告とする、名誉毀損損害賠償と債務不存在（100万円を払う義務はない）確認の裁判の第3回口頭弁論が、7月18日さいたま地方裁判所川越支部で行われた。

裁判長は本紙ではお馴染み、川合善明市長名誉毀損裁判で「コレクト行政！連絡協議会」に敗訴を言い渡した齋藤憲次裁判長である。この日も傍聴席は満席だったが、前回が被告女性A氏側の弁護士が動員したと思われる応援団が多かったのに対して、今回は7割方が一般市民と新井氏支援者だったようである。

原告席には新井氏本人と「清水勉弁護士・出口かおり弁護士」の黄金コンビ。

新井氏に訴えられて7人もの弁護士を立てた「被告女性・A氏」。前回口頭弁論では、このうち5名が出廷したが今回は6名の弁護士が被告席に並んだ。

### 被告女性A氏、反訴で損害賠償金を「大幅値上げ？」

前回との違いは、被告女性A氏がやっと新井氏を訴えた（反訴し）ことである。

反訴とは、民事裁判の制度のひとつで、訴えられた被告が原告の訴えに反論するだけでなく、逆に原告を被告（反诉被告）として訴えることだ。これに対して、最初の原告による訴訟（本件では新井氏による裁判）を本訴という。新井氏が訴えた被告女性A氏は、今回の反訴によって当初は100万円としていた損害賠償金を300万円に引き上げていた。

清水弁護士に聞いたところ、被告女性A氏は「YouTubeで公開された本件疑惑追及の動画『K-川越市議ハラスメント疑惑の真相』により、A氏の精神的苦痛が大きくなったから損害は300万円だと主張した」のだという。動画を監督した土屋トカチ氏に本紙が取材すると苦笑混じりに次のように答えてくれた。

### 土屋氏

動画で被害がより深刻になったというのは身勝手な言い分ですね。なぜなら、私はあの動画制作当時に被告女性A氏の弁護士・吉廣慶子氏や、当時の女性A氏勤務先だった市役所議会事務局、第三者委員会から川合市長に至るまで全員に取材要請を文書で出していますが、誰も取材に応じなかったからです。応じなければ、新井氏側の取材に基づいて動画が作られる可能性があることは、予想できたはずですが、そして実際にそうになりましたが、その動画で一方向的に発言されて被害を受けたと言うのは、後出しジャンケンもいいところで身勝手ではないでしょうか？ あの動画で新井氏は被告女性A氏を非難するようなことは言っていません。言いがかりとしか思えません。

同じく本件動画のプロデューサーである映画監督・GEN TAKAHASHI氏に電話でコメントを求めたところ、同氏はさらに痛烈な皮肉を放った。

動画の内容に問題があるというなら、とくに我々に抗議してなきゃおかしいでしょう。発言が新井さんだとしても、それを編集して公表したのはウチなんだから。  
あ、こんなこと言ったらこっちを訴えて来るかな？

## 法曹界の常識さえ覆す「証拠なき反訴」

女性A氏の反訴は、あまりにも不可解である。昨年9月、突如、新井氏に具体的内容を明らかにしない数々のハラスメント行為の「すべてを認めて、謝罪して、100万円を払えという」内容の理不尽極まりない通知書を送りつけた被告女性A氏の代理人の吉廣慶子弁護士と坂下裕一弁護士。

回答期限を9月末と書きながら、新井氏が通知書を受け取った翌日に大々的に記者会見を開き、新井氏を実名で非難するという離れ業までした。吉廣弁護士と坂下弁護士にいくら自信があったとしても、1度も話し合ったことがない相手から返事が来ないうち

に、このような記者会見をするのは如何なものか。標的にされた新井氏の身になれば、空恐ろしい限りである。そしてマスコミ各社は、被告女性A氏側の言い分の裏づけ取材をすることもなく一方的に報道した。もちろん**「新井氏だけが実名」**だ。

ハラスメント議員が誕生した瞬間である。

これに対して新井氏が怒りを抑えながらも、ハラスメント行為の具体的内容を教えてほしいと通知すると、吉廣弁護士は具体的内容を簡単に書いたものを送ってきた。

これで日時や場所、女性A氏が主張するハラスメントの内容の概要はわかったものの、新井氏には身に覚えのないことばかりである。そこで新井氏が、1つ1つそのときの状況を説明して否定した上で、証拠があるのならそれを示してもらえれば再考すると通知すると、吉廣弁護士は沈黙した。証拠を示さずに**「謝れ」「カネを払え」**と要求するなど、果たしてまともな弁護士がすることなのか。

その後、清水弁護士が新井氏の代理人を受任し、吉廣弁護士らに話し合いによる解決を呼びかけても、吉廣氏らは**「謝罪しなければ話し合いにならない」**と拒否してきた。

これに清水弁護士は驚き、呆れた。

**「言い分が異なるからこそ話し合いをして、双方の言い分が一致できる範囲で合意できるかどうかを探るのが、弁護士同士の話し合いです。被告女性A氏にとっても早い解決が望ましいはずですが、それを吉廣弁護士は拒否したのです。吉廣弁護士の考えていることは理解できません」**。そう言う清水弁護士はため息をついた。

話し合いを最初から拒否する以上、被告女性A氏は即座に新井氏を訴えて来るのかと思えば、いつまで経っても訴えない。記者会見で新井氏を晒し者にするだけして、後は放置状態だったのである。被告女性A氏も吉廣弁護士も、いったい何を考えているのか。しかし、内容証明郵便を送りつけられた新井氏は、被告女性A氏に100万円を請求された立場のまま。この屈辱を払底するには、新井氏側から行動を起こすしかない。

新井氏が100万円を支払う義務はないという裁判を起こしたのは、そのためだ。

記者会見や新聞のコメントで、**「提訴を検討している」**と繰り返していた吉廣弁護士のことだから、提訴の準備はすでにできているはずだ。**「新井氏の提訴を知って、すぐに反訴を起こすに違いない」**と清水弁護士は思ったという。ところが、新井氏の提訴から1ヶ月以上も経った第1回期日までに女性A氏は反訴しなかった。反訴しないだけでなく、被告女性A氏は**「代理人弁護士を7人」**も増やしたのに、誰一人として法廷に現れなかった。

第2回期日までには反訴状が出るのかと思えば提出されないままで、坂下弁護士が「**反訴の予定**」と述べるのがやっとだった。去年の9月の時点で証拠が揃っているはずの弁護団がどうして反訴に手間取ることがあるのか、甚だ謎である。

そして今回、第3回期日に至って、被告女性A氏はようやく反訴状を出して来たが、驚いたことに「**証拠**」を一つも提出しなかったのだ。

## 「とっくに証拠はあるはずでしょう！」 …語気を強める清水弁護士

### 不貞腐れる女性A氏「代理人・坂下弁護士」と「うろたえる齋藤裁判長」

齋藤裁判長が清水弁護士に「**原告側で反論しますね？**」と言うと、清水弁護士が「**証拠が一つも出ていません。反論するにしても、反訴状の内容が証拠に基づいているかどうかはわからないと、的確な反論ができません。証拠を全部出してもらってから反論します**」と切り返した。

すると珍しく齋藤裁判長が清水弁護士に同調して、被告側に「**訴状を出すときは、同時に、証拠を提出してもらうことになっているので、提出してください**」と指示した。

反訴状に証拠全部をつけるのは、いまの日本の裁判所では常識なのだ。だが、被告女性A氏の弁護団はこれを無視した。坂下弁護士も吉廣弁護士も困惑の様子だった。対照的に他の4人の弁護士の表情は特に変わらなかった。

坂下弁護士は吉廣弁護士と小声で話し合うと、「**わかりました**」とだけ返事をした。

齋藤裁判長が「**いつまでに？**」と確認すると、坂下弁護士はまた吉廣弁護士と相談して、「**速やかに**」と答えた。これではいつまでに出すかわからない。ところが、齋藤裁判長はこれに満足したのか、清水弁護士に「**では、原告側で反論を書いてください**」と言った。

清水弁護士が「**期限をはっきりさせてください。そうでないと、いつ届くのかわかりません**」と言及すると、齋藤裁判長は少し間を置いてから被告側に「**いつまでにいせますか？**」と質問。

これに対して被告側が答えあぐねていると、裁判長は「**8月16日までに出せますか**」と尋ねたため、坂下弁護士は「**それなら提出できます**」と答えた。

ここで、いつもは冷静沈着な清水弁護士が、坂下弁護士に詰め寄った。

「**どういうことですか？去年の9月から訴えるぞ、訴えるぞと言って、なぜ今頃、証拠提出に1ヶ月もかかるんですか。とっくに準備できているはずじゃないんですか！**」。

傍聴人の誰もが頷いた一撃だった。ところが、これでは終わらず、坂下弁護士からなんと「**今後は弁論準備手続で(やりましょう)**」という発言が飛び出したのである。

弁論準備手続は、裁判官と訴訟当事者だけの参加で行うもので、傍聴人は事実上傍聴できない。傍聴人を動員している坂下弁護士の口からこのような発言が出るとは驚きだった。傍聴人を動員したのは、裁判に関心を持ってもらうためではないのか。関心を持ってもらいながら、「**今後は傍聴させる必要はない**」という態度は、動員した傍聴人を愚弄しているのではないか。

これに対しても清水弁護士は「**人の名誉回復がかかっているこの種の裁判は、公開法廷で手続をするのが原則でしょう!**」と怒りを露わにした。坂下弁護士らに動員されて法廷にきた傍聴人は、どちらの弁護士の言葉に同感しただろうか。このやりとりに齋藤裁判長は、「**次回以降の進行については次回に**」と曖昧な言い方で閉廷した。

今日の裁判を傍聴していた一般市民の女性は、本紙の取材に対して

「私もさすがにでっち上げとは思っていませんでしたけど、被害女性がこんなに弁護士を雇って、いまになっても証拠が出てこないというのは…おかしい。同じ女性として複雑ですけど、女性側にだんだん疑惑を抱いてきているのが正直な気持ちです」と語った。

## 腐り果てたメディアの対応

ところがメディアは、女性A氏代理人弁護士らの不可解な対応を何も報じていない。その1つである共同通信は、この日の裁判を下記のように報じた。

### セクハラで元市議を反訴 埼玉・川越の女性職員



7/18(木) 11:31 配信

埼玉県川越市の新井喜一元市議（69）が、30代の女性職員にセクハラなどをしたと市議会の第三者委員会で認定された問題で、女性の代理人弁護士は18日、新井氏側に330万円の支払いを求め、さいたま地裁川越支部に提訴したと明らかにした。8日付。新井氏側は2月、実名告発で名誉を毀損されたとして女性への損害賠償訴訟を起こしており、反訴となる。女性は昨年9月、新井氏の厳重な処分を求める要請書を市議会に提出。新井氏は10月に議員辞職した。

第三者委は報告書で、5月に新井氏の自宅で開かれた懇親会で女性に下品な発言をするなどした行為をハラスメントに該当すると認定した。

この共同通信の記事には、被告女性A氏が去年の9月から新井氏を訴える用意があると繰り返しながら、新井氏がハラスメント行為を否定し続けているにも関わらず、提訴しないだけでなく新井氏が提訴をしても反訴をせず、齋藤裁判長に反訴を促されてもなかなか反訴せず、反訴状を出したのに裏づけ証拠を1つも付けていないという異常なことだらけであることが、この記事の中には何も書かれていない。

裁判報道は、法廷に来られない読者や視聴者のためにあるものだ。

それが、法廷で起こっている重要な事実を報道しない。このような報道は読者・視聴者の理解を意図的に誤らせるものであり、一種のフェイクニュースと言っても過言ではなからう。

### 次回期日をお楽しみに

次回期日は、9月26日(木)午前10時30分に、さいたま地裁川越支部で開かれる。そこでは新井氏側から、被告女性A氏の反訴状に対する「反論の主張」が提出される予定である。